質問回答

2026/10/13

2026年度青年研修「持続可能な観光と発展」にかかる研修委託契約
（公告日：2026年9月29日／調達管理番号：26c00349 ）について、業務仕様書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	該当頁と項目	質問	回答
1	p.4、p.6 第1 5.(2)2)・5.(5)2)	p.4は日本国で登記された法人を参加条件とする一方、p.6には法人格のない任意団体の提出書類が記載されています。本件で、全省庁統一資格「役務の提供等」を保有する法人格のない個人事業主が単独で参加することは可能でしょうか。任意団体のみ例外があるのか、p.6の記載が本件に適用されないのかもご教示ください。個人事業主を任意団体と同一視せず、適用範囲を確認する趣旨です。	P.6の記載につきましては、旧様式の記載が残っていたものです。現行制度においては、入札説明書5.競争参加資格（2）積極的資格要件の「2）日本国登記法人であること」（P.4）に記載のとおり、本邦登記法人であることを参加条件としております。混乱を招く記載となっておりましたこと、失礼いたしました。
2	p.5 第1 5.(3)1)	JVの全構成員に参加資格を求める規定について、登記法人を代表者とする場合でも法人格のない個人事業主を構成員に含めることはできない、との理解でよいでしょうか。登記法人が元請として主要業務を自ら実施し、個人事業主が講師・補助的助言等に限定して関与する場合の扱いもご教示ください。	全ての構成員について、消極的資格要件及び積極的資格要件を満たす必要があるため、本邦登記法人であることが求められます。一方、講師を構成員に含めない場合は、個人事業主を講師として起用することも可能です。
3	p.5、p.19～20 第1 5.(3)2)・第2 5.(3)～(5)	再委託は原則禁止、承諾を得た補助業務は可能との規定について、教材翻訳・印刷、ホームビジット受入れ調整、講師・見学先への謝金支払、外部観光専門家による補助的助言それぞれの再委託該当性と、承諾または連絡が必要な範囲・時期をご教示ください。主要な研修設計・運営管理・成果評価は受託者が保持する前提です。	再委託とは、本業務の一部を第三者に委託して実施することを指します。現時点で再委託を認める業務は、教材の翻訳・印刷及びホームビジット受入れ調整です。なお、その他にも再委託が効果的であると考えられる業務があればご提案ください。再委託を行う際は、再委託先及び再委託の必要性・妥当性を明記の上、技術提案書にてご提出ください。 他方、講師謝金及び見学先謝金の支払い等、業務従事者の契約上の業務範囲に含まれる業務については再委託を認めません。外部の観光専門家を講師として契約に含めることは可能ですが、当該業務の再委託も認められません。

4	p.17、p.20 第2 4.(6)・5.(4)②	JICAが配置予定の英日研修監理員1名の配置期間・通訳対応範囲、研修員と研修監理員の移動・宿泊のJICA手配範囲をご教示ください。受託者同行者の旅費を受託者が積算し、JICA負担分は二重計上しない理解でよいでしょうか。	研修監理員の配置期間は研修期間中とします。研修監理員の主な業務は、講義及び視察時の逐次通訳、質疑応答時の通訳並びにスピーチ・挨拶等の通訳です。研修監理員の業務内容の詳細については、以下リンク「研修員受入事業の概要」の第3章 研修員受入事業の実施体制 2.「研修監理員」（P.14～16）を参照してください （https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/__icsFiles/afieldfile/2026/04/02/1579526_012_2.pdf）。 研修員及び研修監理員の宿泊・移動については、原則としてJICAが手配します。ただし、ホームビジットや特定の宿泊先への宿泊に関しては、受注者に手配いただく場合があります。 なお、同行者の旅費の計上については、ご理解のとおりです。
5	p.7 第1 8.(3)	質問回答掲載先に2022年度の物品・工事調達URLが記載されています。本件の回答掲載先は2026年度研修委託契約一覧 （https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/kenshu2026.html）でしょうか。正しい掲載先をご教示ください。	誤ったリンクが記載されており失礼いたしました。正しい掲載先は以下の通りです。 https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/kenshu2026.html#kansai

6	p.17、p.25～26 第2 4.(6)・第3 1.(2)～(3)、2.(3)	業務総括者・バックアップ要員を受託者が配置する場合、受託者との雇用・在籍関係について必要な条件と、資格申請時／技術提案時それぞれの証明書類をご教示ください。外部のコースリーダー・講師を置くことと、主要業務を担う総括者を受託者内に配置することを区別して体制を検討するための照会です。	業務総括者は、責任を持って契約業務の総括管理、研修運営・同行にあたっていただく必要があるため受託者の内部人材としてください。業務総括者の証明書類につきましては技術提案書提出の際に業務総括者の経験や能力、雇用保険情報等の雇用関係が分かる情報をご提示ください（参考：技術提案書／プロポーザル提出参考様式 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.jica.go.jp%2Fabout%2Fannounce%2Fmanual%2Fform%2Fdomestic%2Fn_files%2Frenew-1201045_09.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK）。また、本調達に係る評価表も参照ください（https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/02/12/__icsFiles/afieldfile/2026/09/17/2.pdf）。 バックアップ要員につきましては、特に定めているものではありませんので、業務仕様書の業務遂行が可能だと思われる体制をご提案いただければ問題ございません。
7	P.5 （３）共同企業体、再委託について	再委託は原則禁止の旨承知しておりますが、研修実施に必要な講師・訪問先等との調整や、研修旅行における移動手段の手配等、外部事業者との連携が必要となる場合が想定されます。 つきましては、再委託が認められる業務の範囲や基準、また、再委託にあたり事前に承認が必要となる業務等、詳細についてご教示いただけますでしょうか。	再委託については、本回答書の通番3を参照してください。なお、研修員の移動及び宿泊の手配並びにこれらに係る支払いについては、JICAが実施します。
8	P.23 （６）JICA国内機関の設備等の利用	パナガイドやバスを依頼する際の料金をご教示いただけますでしょうか。	いずれの項目についても、見積金額として計上すべき費用は発生しません。

9	P.18 （１）研修実施全般に関する事項	下見積の作成にあたり、会議室利用やバス利用の参考にさせていただきたく過去実施の際の日程表がありましたらいただけますでしょうか。	本研修は今年度初めて実施するため過去の日程表はございません。また類似の研修日程表についても提供いたしかねます。ご了承ください。
10	P.15 付属書I ２．研修期間（予定）	全体受入機関と技術研修期間がほぼ同じ日程だが、来日前の遠隔（オンライン/オンデマンド）での研修は想定していないとの理解でよいか。	ご理解の通りです。
11	P.18 付属書I ５．業務の内容 ②技術研修	技術研修の内容に「研修旅行」が含まれているが、具体的な行先は仕様書の内容から判断すればよいか。もし既に貴機構のご方針があればご教示いただきたい。	業務仕様書よりご判断ください。
12	P.20 付属書I ５．業務の内容 （５）ホームビジット等地域交流活動の実施に関する事項	ホームビジット、ホームステイ両方の記載があるが、実際はどちらを想定しているか。また、ホームステイの場合は何泊を想定しているか。ホームステイの費用（ホストファミリーの謝金/支援団体の費用等）は見積もりに含める必要があるか。	ホームビジット又はホームステイのいずれかを研修内容に含めてください。なお、ホームステイを実施する場合は、研修旅行時の宿泊先としての活用を想定しています。また、ホームステイの実施に係る費用については、見積金額に含めてください。